

初めてマイナンバーカードを作る方のお手続き

手順1. 申請書 I D 入りの申請書を入手する

申請書 I D 入りの申請書は、次の市民課窓口で、本人又は同一世帯の方が本人確認の上で (※)再発行できます。

【申請書を再発行できる窓口】 (令和7年4月1日時点)

①市川市マイナンバーカードセンター (南八幡4-2-5 いちかわ情報プラザ1階)	②第1庁舎市民課 (八幡1-1-1)	③行徳支所市民課 (末広1-1-1)	④南行徳市民センター (南行徳1-21-1)
⑤市川駅行政サービスセンター (市川南1-1-1 ザタワーズイースト3階)	⑥大柏出張所 (南大野2-3-19)	⑦信篤窓口連絡所 (高谷1-8-3)	⑧中山窓口連絡所 (中山4-14-1)

※窓口にお越しになる方の本人確認書類をお持ちください (例: 運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険証・資格確認書、年金手帳、医療受給者証など)

手順2. マイナンバーカードの交付申請をする

申請書 I D 入りの申請書を使って、交付申請をしてください。主な申請方法をご紹介します。

(1)スマートフォンやパソコンがある方	オンライン申請ができます。スマートフォンの場合は申請書の2次元コードを読み込み、パソコンの場合はウェブ検索などでオンライン申請サイト (マイナンバーカード総合サイト) にアクセスし、案内に従って申請してください。顔写真 (※) はスマートフォンやデジタルカメラで撮影したデータを使用します。
(2)郵送で申請する方	事前に証明写真機などでパスポートサイズの顔写真 (※) を用意して申請書に貼り、必要事項を記入の上、郵送してください。国の機関宛ての封筒は市民課窓口でお渡しできます。

※顔写真は、申請前6か月以内に撮影したもので、無帽、正面、無背景 (壁の場合は模様なし) のものをご使用ください。

手順3. 交付通知書 (ハガキ) が届いたら窓口で受け取る

申請に不備がなければ1か月程度で交付通知書 (ハガキ) が届きます。ハガキに記載された市民課窓口 (※)へ、ハガキと本人確認書類を持って受け取りにお越しください。本人確認書類など、詳しくは同封書類を確認してください。

※マイナンバーカードの受け取り場所となる市民課窓口は、上記窓口のうち①・③・④・⑤・⑥のいずれかとなります。 (令和7年4月1日時点)